

## 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案の概要

特殊法人等改革の一環として、日本労働研究機構及び労働研修所の業務を承継する独立行政法人労働政策研究・研修機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

### 1. 概要

(1) 平成15年度に設立予定の独立行政法人労働政策研究・研修機構について、以下の事項を定める。

法人の名称

独立行政法人労働政策研究・研修機構

法人の目的

独立行政法人労働政策研究・研修機構は、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

役員に関する事項

役員の設置、人数、職務、権限、任期等

業務等に関する事項

業務の範囲、区分経理等

その他

事務所、資本金、他の法令の適用に関する特例等

経過措置

日本労働研究機構及び労働研修所からの権利義務の承継等

(2) 関係法律の整備（附則）

現行法人設置法の廃止

日本労働研究機構法（昭和33年法律第132号）を廃止する。

関係法律の改正

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和33年法律第169号）、労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）その他関係法律に関し、所要の改正を行う。

### 2. 施行期日

公布日（法人の設立は、平成15年10月1日を予定）

照会先：政策統括官（労働担当）付労政担当参事官室（内線7744）